

「強い(つよい)草となるため」の勉強会 (経営に役立つ研修会)

第6回 下請けに関する法律・運用上の規制には どのようなものがあるのでしょうか?

日本,特に広島では製造業関係を含めて様々な下請けに関わる中小企業が多いのではないのでしょうか?平成28年12月に下請法に関わる運用基準に改定が加えられました。普段,そんなことは知らなかったという方もこの機会に学んでみませんか?

この勉強会は通常のセミナーとは異なり,ご参加の皆様と講師役で話し合いをしながら進めていく形式になります。

【このセミナーの狙い】

- 下請け取引における法律上等の注意点を抑えることができます。

実施日時 平成30年1月15日(月) 午後6時半から8時

場 所 ロイヤルタワー2階会議室(広島市南区稲荷町1番1号)

参加費用 1,000円



講 師 役 片 島 由 賀
(勁草法律事務所 弁護士)

※当事務所ないし上記会議室には駐車場がございませんので,お車でお越しの場合
はお手数ですが最寄りのコインパーキングにご駐車下さい。
※勉強会終了後近くの飲食店にて懇親会を行う予定です。

準備の都合上1月12日(金)までに
出欠のご回答をファクス下さい。

FAX 返送先 **082-569-7526**

※FAX 番号をお間違えのないようによろしくお願いいたします。

1月15日(月)第6回 勁い草となるための勉強会
ご出欠回答書

■ 勉強会に **ご出席** **ご都合により欠席**
(午後6時半～8時)

■ 懇親会に **ご出席** **ご都合により欠席**
(午後8時～午後10時頃)

| | |
|-----|--|
| 貴社名 | |
| お名前 | |



■ 実施日時
平成29年1月15日(月)
午後6時半から8時

■ 場 所
ロイヤルタワー2階会議室
(広島市南区稻荷町1番1号)

※当事務所ないし上記会議室には駐車場がございませんので、お車で越しの場合はお手数ですが最寄りのコインパーキングにご駐車下さい。